

大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助要綱

(趣旨)

第1条 大阪府は、高齢者、障害者等をはじめすべての人が自由に移動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めるため、既存駅舎におけるバリアフリー化を行う鉄道事業者等に対して、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 「鉄道駅バリアフリー化整備事業」とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第3条第1項の規定に基づく、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標を達成するために、既存の駅舎にエレベーター（構造上の理由によりエレベーターに代えて設置する階段昇降機を含む。以下同じ。）を設置する事業をいう。
- (2) 「鉄道駅バリアフリー化整備事業（乗換えルート等整備）」とは、既存の駅舎に第5条に規定する施設を設置することにより、次に掲げるバリアフリー化の整備を行う事業をいう。
 - (イ) バリアフリールートの複数化（出入口が複数ある駅舎においてバリアフリールートが一であることにより、高齢者、障害者等の移動が長時間、長距離となっている場合に限る。）
 - (ロ) 乗換えルートのバリアフリー化（主たる乗換えルートがバリアフリー化されていないことにより、高齢者、障害者等の移動が長時間、長距離となっている場合に限る。）
 - (ハ) 駅舎の利用状況を考慮して行うエレベーターの複数化又は大型化
- (ニ) 1日あたりの平均的な利用者数が3千人未満である駅舎における、一以上のバリアフリールートの確保

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）第3条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者
- (2) 軌道法（大正10年4月14日法律第76号）第3条の規定に基づき、主務大臣の特許を受けて運輸事業を営業者

(補助対象駅舎)

第4条 大阪府域内にある既存の駅舎で、バリアフリー法に基づく基本構想が作成された地区内に存する駅舎とする。ただし、次に掲げる駅舎を除く。

- (1) 連続立体交差事業、橋上化事業その他駅舎の大規模な改良等の計画がある駅舎
- (2) 市街地再開発事業、土地区画整理事業及びこれらに類する事業と駅舎を一体的に整備する計画がある駅舎
- (3) 他の事業補助を受ける駅舎又は駅舎の部分

(補助対象施設)

第5条 補助対象事業者が設置する旅客用のエレベーターで、次に掲げる(1)から(4)の要件を全て満たすもの及び乗換えのバリアフリールートとして上空に設置する通路(以下「上空通路」という。)で、(1)から(5)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 大阪府福祉のまちづくり条例に適合している施設
- (2) バリアフリー法の移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準に適合している施設
- (3) バリアフリー法による公共交通特定事業計画に定められた又は定められる予定の施設
- (4) 国及び市町村が補助する又は補助する予定の施設
- (5) 上空通路の幅員が180cm以上である施設

(補助対象経費)

第6条 補助対象施設を設置するために要した次に掲げる費用とする。

- (1) 補助対象施設購入費(エレベーターの購入費等)
- (2) 補助対象施設工事費
 - (イ) 建物(外構)工事費(基礎工事、ピット新設、シャフト・機械室新設工事、上空通路工事、外装仕上げ工事等)
 - (ロ) 電気設備工事費
 - (ハ) 関連付帯工事費
- (3) 設計・工事監理費(上記(1)及び(2)にかかる費用に限る)

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、かつ、補助対象経費にかかる市町村の補助する額以内とする他、補助対象事業者毎に次に掲げるとおりとする。ただし、算出した補助金額の千円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 大阪市高速電気軌道株式会社を除く事業者の場合
補助対象経費に $1/6$ を乗じて得た額以内とする。
- (2) 大阪市高速電気軌道株式会社の場合
補助対象経費に **102%** を乗じて得た額の **80%** に相当する額の **35%** に相当する額に $1/2$ を乗じて得た額以内とする。

(補助金の限度額)

第8条 鉄道駅バリアフリー化整備事業に係る補助金の限度額(整備事業が複数年度にわたる場合で、当該補助対象駅舎について前年度以前に補助金を交付している場合はその額との合計の額。次項において同じ。)は、エレベーター1基あたり1,300万円とし、1駅あたり2基を限度とする。

2 鉄道駅エレベーター整備事業(乗換えルート等整備)に係る補助金の限度額は、補助対象施設の内容に応じて次に掲げるとおりとし、それぞれを併用することができるものとする。ただし、1駅あたり6,000万円を限度とする。

- (1) 最大定員が11人乗り又は13人乗りのエレベーターを設置する場合
1基あたり1,300万円とし、4基を限度とする。

- (2) 最大定員が15人乗り以上のエレベーターを設置する場合
1基あたり1,500万円とし、4基を限度とする。
- (3) 上空通路を設置する場合
1駅あたり6,000万円を限度とする。

(補助金の交付の申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額調書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) 事業実施計画書(事業が複数年度にわたって実施される場合は、各年度の事業計画を明示すること)
- (4) 補助対象経費見積書の写し
- (5) 工事関係図書一式
- (6) 補助対象施設仕様書
- (7) 国の補助金交付決定通知書の写し又は国の補助(負担)が確認できる書類
- (8) 市町村の補助金交付決定通知書の写し又は市町村の補助(負担)が確認できる書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助金交付申請書は、補助事業に着手する14日前までに提出しなければならない。

4 補助対象事業者は、第1項による補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(経費配分の軽微な変更等)

第10条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20%以内の額とする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする補助対象事業者は、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする補助対象事業者は、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の申請をした補助対象事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による報告は、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助事業着手届(様式第4号)を、補助事業に着手した日から起算して15日を経過した日までに知事に提出することにより行わなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による報告は、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助事業実績報告書(様式第5号)を補助事業の完了の日から30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

2 規則第12条の知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 所要額精算書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) 領収証書、納入書等
- (4) 補助対象施設の整備完了図書及び写真
- (5) 検査証又はこれに類する書類の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第14条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受ける場合は、大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第15条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて整備した施設は、補助金交付の目的に従って、適切な維持管理及び効率的な運用に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第19条の知事の定める期間は、補助金により取得した財産の処分制限期間について国が定める基準に準拠する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年度以前に、国の交通施設バリアフリー化設備整備費補助金または鉄道駅総合改善事業費補助金の交付決定を受けてすでに当該補助事業に着手している駅舎で、平成16年度においても継続して当該補助事業が実施されている駅舎の第6条第2項の適用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度に交付決定を受けてすでに事業に着手している駅舎で、継続して事業が実施されている駅舎の第6条第2項の適用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。